

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和7年6月30日提出
【発行者名】	ユニオン投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 久保田 徹郎
【本店の所在の場所】	長野県松本市深志一丁目1番21号 中田歯科ビル
【事務連絡者氏名】	村田 宜紀
【電話番号】	0263-38-0725
【届出の対象とした募集(売出)内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ユニオンファンド
【届出の対象とした募集(売出)内国投資 信託受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

1. 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出しましたので、令和6年12月20日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により更新するため、また記載事項の一部を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2. 【訂正の内容】

原届出書を以下のとおり訂正します。

※＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部_____は、訂正部分を示します。

※＜更新・訂正後＞に記載している内容は、原届出書が更新、訂正されます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（3）【ファンドの仕組み】

② 委託会社の概況

＜訂正前＞

（前略）

（1）資本金の額

200百万円（令和6年10月末日現在）

（2）会社の沿革

（略）

（3）主な株主（令和6年10月末日現在）

（略）

（4）加入する金融商品取引業協会等

（略）

＜訂正後＞

（前略）

（1）資本金の額

200百万円（令和7年4月末日現在）

（2）会社の沿革

（略）

（3）主な株主（令和7年4月末日現在）

（略）

（4）加入する金融商品取引業協会等

(略)

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<訂正前>

(前略)

(参考) 指定投資信託証券について

以下は、当ファンドが投資を行う投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の投資方針、関係法人、信託報酬等について、令和6年10月末日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合、税法等の改正等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は、令和6年12月21日現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加される場合等があります。

(略)

<指定投資信託証券の概要>

(略)

種類・項目		スパークス・集中投資・日本株ファンドS<適格機関投資家限定>
運用の基本方針	基本方針	(略)
	投資対象	(略)
	投資態度	(略)
	信託約款による投資制限	①～⑨ (略) ⑩金融商品取引法第2条第20項に定める取引（「デリバティブ取引」）については、ヘッジ目的に限定して行うものとし、一般社団法人投資信託協会の規則の定めに従い、デリバティブ取引等（デリバティブ取引および新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）の残高にかかる想定元本の合計額が、純資産総額を超えないこととします。
	収益分配方針	(略)
ファンドにかかる費用	(略)	
その他	(略)	

種類・項目		キャピタル・グループ・グローバル・エクイティ・ファンド（LUX）クラスZ （ルクセンブルク籍円建外国投資法人）
運用の基本方針	(略)	

ファンドにかかる費用	運用報酬	(略)
	申込手数料	(略)
	信託財産留保額	(略)
	その他の費用	・ <u>ファンド・アドミニストレーション・フィー</u> 最大年率 <u>0.15%程度</u> ・ <u>カストディー・フィー</u> 最大年率<u>0.05%程度</u> ・ <u>組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産に関する租税、監査費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息、法律顧問費用など。</u> ※<u>令和7年1月1日以降、その他の費用の一部が単一の年間管理料に集約される予定です。</u>
その他	(略)	

(後略)

<訂正後>

(前略)

(参考) 指定投資信託証券について

以下は、当ファンドが投資を行う投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の投資方針、関係法人、信託報酬等について、令和7年4月末日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合、税法等の改正等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は、令和7年6月30日現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加される場合等があります。

(略)

<指定投資信託証券の概要>

(略)

種類・項目		スパークス・集中投資・日本株ファンドS<適格機関投資家限定>
運用の基本方針	基本方針	(略)
	投資対象	(略)
	投資態度	(略)
	信託約款による投資制限	①～⑨ (略) ⑩金融商品取引法第2条第20項に定める取引（「デリバティブ取引」）については、ヘッジ目的に限定して行うものとし、一般社団法人投資信託協会の規則の定めに従い、デリバティブ取引等（デリバティブ取引および新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）の残高にかかる想定元本の合計額が、<u>信託財産の純資産総額</u>を超えないこととします。
	収益分配方針	(略)
ファンドにかかる費用	(略)	

その他	(略)
-----	-----

種類・項目		キャピタル・グループ・グローバル・エクイティ・ファンド（LUX）クラスZ （ルクセンブルク籍円建外国投資法人）
運用の基本方針	(略)	
ファンドにかかる費用	運用報酬	(略)
	申込手数料	(略)
	信託財産留保額	(略)
	その他の費用	・アニュアル・アドミニストレーション・チャージ（年間管理料） 最大年率0.25% ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産に関する租税、借入金の利息など。
その他	(略)	

(後略)

（２）【投資対象】

<訂正前>

(前略)

*上記は、令和6年12月21日現在の指定投資信託証券です。今後、上記指定投資信託証券の一部が、名称変更される場合、または繰上償還等により除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに追加される場合等があります。

(後略)

<訂正後>

(前略)

*上記は、令和7年6月30日現在の指定投資信託証券です。今後、上記指定投資信託証券の一部が、名称変更される場合、または繰上償還等により除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに追加される場合等があります。

(後略)

（３）【運用体制】

<訂正前>

(前略)

*運用体制は、令和6年10月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(後略)

<訂正後>

(前略)

*運用体制は、令和7年4月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(後略)

3【投資リスク】

（２）リスク管理体制

<訂正前>

（前略）

※リスク管理体制は、令和6年10月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

（前略）

※リスク管理体制は、令和7年4月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

<更新・訂正後>

ユニオンファンドの騰落率および基準価額の推移



ユニオンファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※設定来「無分配」のため、「分配金再投資基準価額」は「基準価額」と同じです。
※騰落率は、各月末における直近1年間について、月次ベースで表示したものです。

※2020年5月～2025年4月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ユニオンファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
(すべての資産クラスがユニオンファンドの投資対象とは限りません。)

※各資産クラスの指数

日本株式	TOPIX配当込み指数
先進国株式	MSCI Kokusai (World ex Japan) Index
新興国株式	MSCI EM (Emerging Markets) Index
日本国債	NOMURA-BPI国債
先進国国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし円ベース)
新興国国債	THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index

(海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。)

※他の代表的な資産クラスの騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しています。
株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。
また、株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。
TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。
NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

4【手数料等及び税金】

（3）【信託報酬等】

<訂正前>

（前略）

※税率は、令和6年10月末日現在のものであり、税法等が改正等された場合、その内容が変更されることがあります。

※（略）

※（略）

<訂正後>

（前略）

※税率は、令和7年4月末日現在のものであり、税法等が改正等された場合、その内容が変更されることがあります。

※（略）

※（略）

（5）【課税上の取扱い】

<訂正前>

（前略）

※上記の内容は、令和6年10月末日現在のものです。

※（略）

※（略）

<訂正後>

（前略）

※上記の内容は、令和7年4月末日現在のものです。

※（略）

※（略）

5【運用状況】

<更新・訂正後>

以下は、令和7年4月末日現在の運用状況です。

（１）【投資状況】

投資資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率 （％）
投資信託受益証券		8,851,846,426	65.71
	内 日本	8,851,846,426	65.71
投資証券		2,635,879,883	19.57
	内 ルクセンブルク	2,635,879,883	19.57
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		1,982,730,376	14.72
合計（純資産総額）		13,470,456,685	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の国・地域別の内訳です。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面 金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	A LAMCO ハリス グ ローバル バリュース株 ファンド2007 日本	投資信託 受益証券 —	1,629,425,958	1.6927 2,758,149,082	1.5629 2,546,629,829	— —	18.91
2	コムジェスト・エマー ジングマーケット・ファン ド95 日本	投資信託 受益証券 —	2,109,370,420	1.2412 2,618,150,565	1.1458 2,416,916,627	— —	17.94
3	スパークス・集中投資・ 日本株ファンドS 日本	投資信託 受益証券 —	220,655,323	8.0872 1,784,483,728	7.6285 1,683,269,131	— —	12.50
4	コムジェスト・ヨーロッ パ・ファンド90 日本	投資信託 受益証券 —	714,274,053	2.4636 1,759,685,556	2.2344 1,595,973,944	— —	11.85
5	さわかみファンド 日本	投資信託 受益証券 —	167,139,653	4.0468 676,380,747	3.6440 609,056,895	— —	4.52
6	キャピタル・グループ・ グローバル・エクイ ティ・ファンド（LU X）クラスZ ルクセンブルク	投資証券 —	353,477	7,561 2,672,641,517	7,457 2,635,879,883	— —	19.57

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	65.71
投資証券	19.57
合計	85.28

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

令和７年４月末日および同日前１年以内における各月末日ならびに下記の計算期間末日の純資産の推移は以下のとおりです。

	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	１口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	１口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第７期計算期間末日 (平成27年９月30日)	3,492,888,038	3,492,888,038	1.9779	1.9779
第８期計算期間末日 (平成28年９月30日)	4,151,846,453	4,151,846,453	1.9893	1.9893
第９期計算期間末日 (平成29年10月２日)	5,751,207,351	5,751,207,351	2.4971	2.4971
第10期計算期間末日 (平成30年10月１日)	6,483,912,647	6,483,912,647	2.4929	2.4929
第11期計算期間末日 (令和元年９月30日)	6,704,132,169	6,704,132,169	2.3163	2.3163
第12期計算期間末日 (令和２年９月30日)	7,654,272,179	7,654,272,179	2.4307	2.4307
第13期計算期間末日 (令和３年９月30日)	9,707,129,262	9,707,129,262	3.0215	3.0215
第14期計算期間末日 (令和４年９月30日)	9,814,362,889	9,814,362,889	2.8554	2.8554
第15期計算期間末日 (令和５年10月２日)	11,941,207,240	11,941,207,240	3.3760	3.3760
令和６年４月末日	13,548,376,573	—	3.7903	—
５月末日	13,827,530,919	—	3.8631	—
６月末日	14,256,018,938	—	3.9732	—
７月末日	13,867,297,132	—	3.8494	—
８月末日	13,626,766,419	—	3.7614	—

第16期計算期間末日 (令和6年9月30日)	13,981,528,316	13,981,528,316	3.8518	3.8518
10月末日	14,201,872,783	—	3.9022	—
11月末日	13,888,556,356	—	3.8132	—
12月末日	14,254,530,846	—	3.9162	—
令和7年1月末日	14,369,051,615	—	3.9356	—
2月末日	14,045,301,698	—	3.8436	—
3月末日	13,988,600,510	—	3.8218	—
4月末日	13,470,456,685	—	3.6545	—

②【分配の推移】

期	1口当たり分配金(円)
第7期計算期間 自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日	0.0000
第8期計算期間 自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日	0.0000
第9期計算期間 自 平成28年10月1日 至 平成29年10月2日	0.0000
第10期計算期間 自 平成29年10月3日 至 平成30年10月1日	0.0000
第11期計算期間 自 平成30年10月2日 至 令和元年9月30日	0.0000
第12期計算期間 自 令和元年10月1日 至 令和2年9月30日	0.0000
第13期計算期間 自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日	0.0000
第14期計算期間 自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日	0.0000
第15期計算期間 自 令和4年10月1日 至 令和5年10月2日	0.0000
第16期計算期間 自 令和5年10月3日 至 令和6年9月30日	0.0000
第17期中間計算期間 自 令和6年10月1日 至 令和7年3月31日	—

③【収益率の推移】

期	収益率(%)
第7期計算期間 自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日	△2.52
第8期計算期間 自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日	0.58
第9期計算期間 自 平成28年10月1日 至 平成29年10月2日	25.53
第10期計算期間 自 平成29年10月3日 至 平成30年10月1日	△0.17
第11期計算期間 自 平成30年10月2日 至 令和元年9月30日	△7.08
第12期計算期間 自 令和元年10月1日 至 令和2年9月30日	4.94
第13期計算期間 自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日	24.31
第14期計算期間 自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日	△5.50
第15期計算期間 自 令和4年10月1日 至 令和5年10月2日	18.23
第16期計算期間 自 令和5年10月3日 至 令和6年9月30日	14.09
第17期中間計算期間 自 令和6年10月1日 至 令和7年3月31日	△0.78

（注）収益率とは、計算期間末日の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末日の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

（４）【設定及び解約の実績】

下記計算期間の設定および解約数量は次のとおりです。

期	設定数量（口）	解約数量（口）
第7期計算期間 自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日	417,459,191	93,620,169

第8期計算期間 自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日	430,298,170	109,126,304
第9期計算期間 自 平成28年10月1日 至 平成29年10月2日	371,082,646	155,073,420
第10期計算期間 自 平成29年10月3日 至 平成30年10月1日	417,949,597	120,172,812
第11期計算期間 自 平成30年10月2日 至 令和元年9月30日	409,707,579	116,348,531
第12期計算期間 自 令和元年10月1日 至 令和2年9月30日	471,675,106	216,982,908
第13期計算期間 自 令和2年10月1日 至 令和3年9月30日	339,794,395	276,077,782
第14期計算期間 自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日	361,268,207	136,792,574
第15期計算期間 自 令和4年10月1日 至 令和5年10月2日	335,977,759	236,048,384
第16期計算期間 自 令和5年10月3日 至 令和6年9月30日	316,488,324	223,741,182
第17期中間計算期間 自 令和6年10月1日 至 令和7年3月31日	150,498,494	120,149,615

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

(参考情報)

運用実績

作成基準日:2025年4月末日現在

最新の運用実績は、ユニオン投信株式会社のホームページでご確認いただけます。

下記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

▶ 基準価額と純資産総額の推移



※当初設定日から作成基準日までを表示。

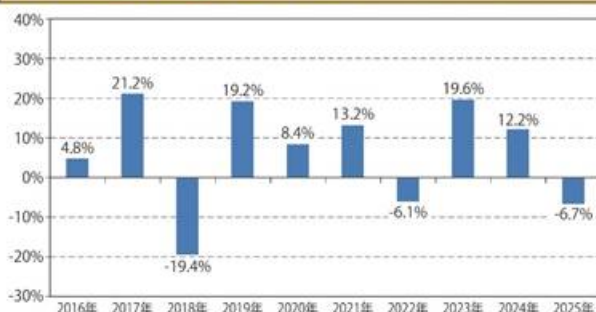
基準価額	36,545 円
純資産総額	134.7 億円

※純資産総額は千万円未満四捨五入で表示。

期間別騰落率	
1ヵ月	-4.38%
6ヵ月	-6.35%
1年	-3.58%
3年	+24.97%
5年	+73.42%
10年	+62.20%
設定来	+265.45%

※小数第3位四捨五入で表示。

▶ 年間収益率の推移(暦年ベース)



※2025年は年初から作成基準日までの収益率。

※小数第2位四捨五入で表示。

※ユニオンファンドには、ベンチマークはありません。

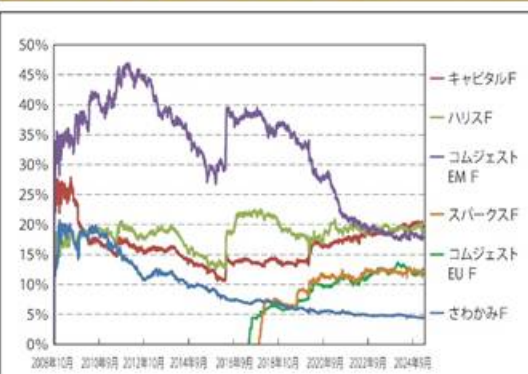
▶ 分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	分配金
第12期(2020年9月30日)	0 円
第13期(2021年9月30日)	0 円
第14期(2022年9月30日)	0 円
第15期(2023年10月2日)	0 円
第16期(2024年9月30日)	0 円
設定来累計	0 円

▶ ユニオンファンドの組入比率と基準価額の推移



▶ 組入ファンド別の組入比率の推移



※ここでのキャピタルFにはクラスAを、コムジェストEM Fにはニッポンコムジェスト・エマージングマーケット・ファンドSAを、コムジェストEU Fにはニッポンコムジェスト・ヨーロッパ・ファンドSAを含みます。

▶組入比率

ファンド名	主な投資先地域	組入比率
さわかみF	日本	4.5%
スパークスF	日本	12.5%
キャピタルF	欧米	19.6%
ハリスF	欧米	18.9%
コムジェストEU F	欧州	11.8%
コムジェストEM F	新興国	17.9%
現金等	—	14.7%
合計	—	100.0%

※小数第2位四捨五入で表示。

＜ファンドの略称と正式名称＞

さわかみF	:さわかみファンド
スパークスF	:スパークス・集中投資・日本株ファンドS (適格機関投資家限定)
キャピタルF	:キャピタル・グループ・グローバル・エクイティ・ファンド (LUX) クラスZ (ルクセンブルク籍内建外国投資法人)
ハリスF	:ALAMCO ハリス グローバルバリュー株ファンド 2007 (適格機関投資家専用)
コムジェストEU F	:コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90 (適格機関投資家限定)
コムジェストEM F	:コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド95 (適格機関投資家限定)

▶組入ファンドの状況

※各組入ファンド開示資料に基づき作成。

※組入上位銘柄の名称は一部略称、比率は当該ファンドの純資産総額に対する評価額の割合 (小数第2位四捨五入で表示)。

※国はユニオン投信株式会社の判断により分類。

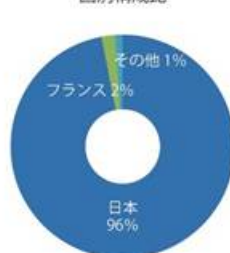
※国別・業種別構成比は投資部分 (現金等を除く) に占める比率 (単位未満四捨五入で表示)。

■さわかみF

組入上位10銘柄

	名称	比率	国	業種
1	株式 信越化学工業	3.6%	日本	化学
2	株式 ダイキン工業	2.7%	日本	機械
3	株式 ブリヂストン	2.7%	日本	ゴム製品
4	株式 ディスコ	2.7%	日本	機械
5	株式 テルモ	2.6%	日本	精密機器
6	株式 アサヒグループHD	2.5%	日本	食料品
7	株式 セブン&アイHD	2.5%	日本	小売業
8	株式 INPEX	2.3%	日本	鉱業
9	株式 トヨタ自動車	2.3%	日本	輸送用機器
10	株式 スズキ	2.1%	日本	輸送用機器

国別構成比



業種別構成比



■スパークスF (マザーファンドの状況)

組入上位10銘柄

	名称	比率	国	業種
1	株式 マックス	6.6%	日本	機械
2	株式 ライフドリンクカンパニー	6.5%	日本	食料品
3	株式 トーセイ	5.7%	日本	不動産業
4	株式 MARUWA	5.4%	日本	ガラス・土石製品
5	株式 山洋電気	4.1%	日本	電気機器
6	株式 SBIホールディングス	3.8%	日本	証券・商品先物取引業
7	株式 共立メンテナンス	3.7%	日本	サービス業
8	株式 テレビ東京ホールディングス	3.4%	日本	情報・通信業
9	株式 リロググループ	3.3%	日本	サービス業
10	株式 全国保証	3.3%	日本	その他金融業

国別構成比



業種別構成比

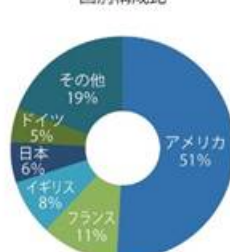


■キャピタルF

組入上位10銘柄

	名称	比率	国	業種
1	株式 Microsoft	2.8%	アメリカ	情報技術
2	株式 Broadcom	2.8%	アメリカ	情報技術
3	株式 Alphabet	2.4%	アメリカ	コミュニケーション・サービス
4	株式 Apple	2.3%	アメリカ	情報技術
5	株式 Safran	2.2%	フランス	資本財・サービス
6	株式 JPMorgan Chase	1.9%	アメリカ	金融
7	株式 SAP	1.7%	ドイツ	情報技術
8	株式 TSMC	1.7%	台湾	情報技術
9	株式 AstraZeneca	1.6%	イギリス	ヘルスケア
10	株式 General Electric	1.6%	アメリカ	資本財・サービス

国別構成比



業種別構成比



■ハリスF（マザーファンドの状況）

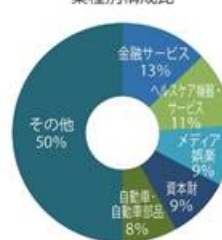
組入上位10銘柄

	名称	比率	国	業種
1	株式 BNPパリバ	3.4%	フランス	銀行
2	株式 メルセデス・ベンツ	3.2%	ドイツ	自動車・自動車部品
3	株式 ケリング	3.1%	フランス	耐久消費財・アパレル
4	株式 アルファベット	3.0%	アメリカ	メディア・娯楽
5	株式 チャールズ・シュワブ	3.0%	アメリカ	金融サービス
6	株式 バイエル	2.9%	ドイツ	医薬品・バイオ
7	株式 シスコ	2.8%	アメリカ	生活必需品流通・小売り
8	株式 グレンコア	2.7%	イギリス	素材
9	株式 チャーター・コミュニケーションズ	2.7%	アメリカ	メディア・娯楽
10	株式 CNHインダストリアル	2.7%	オランダ	資本財

国別構成比



業種別構成比



■コムジェストEU F（マザーファンドの状況）

組入上位10銘柄

	名称	比率	国	業種
1	株式 ALCON	5.0%	スイス	ヘルスケア
2	株式 ASML	5.0%	オランダ	情報技術
3	株式 AIR LIQUIDE	5.0%	フランス	素材
4	株式 SCHNEIDER ELECTRIC	4.8%	フランス	資本財・サービス
5	株式 ESSLORLUXOTTICA	4.4%	フランス	ヘルスケア
6	株式 RELX	4.1%	イギリス	資本財・サービス
7	株式 L'OREAL	4.0%	フランス	生活必需品
8	株式 NOVO NORDISK	3.6%	デンマーク	ヘルスケア
9	株式 DASSAULT SYSTEMES	3.6%	フランス	情報技術
10	株式 EXPERIAN	3.5%	イギリス	資本財・サービス

国別構成比



業種別構成比



■コムジェストEM F（マザーファンドの状況）

組入上位10銘柄

	名称	比率	国	業種
1	株式 TSMC ADR	9.2%	台湾	情報技術
2	株式 TENCENT	6.4%	中国	コミュニケーション・サービス
3	株式 MERCADOLIBRE	5.5%	アルゼンチン	一般消費財・サービス
4	株式 DISCOVERY	3.6%	南アフリカ	金融
5	株式 WEG	3.4%	ブラジル	資本財・サービス
6	株式 Wal Mart de Mexico	3.4%	メキシコ	生活必需品
7	株式 ANTA SPORTS	3.3%	中国	一般消費財・サービス
8	株式 DELTA ELECTRONICS	3.3%	台湾	情報技術
9	株式 FOMENTO ECONOMICO	3.3%	メキシコ	生活必需品
10	株式 HDFC BANK	3.2%	インド	金融

国別構成比



業種別構成比



第3【ファンドの経理状況】

＜更新・訂正後＞

- （１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期計算期間（令和5年10月3日から令和6年9月30日まで）の財務諸表について、イデア監査法人により監査を受けております。

- （３）当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条および第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （４）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期中間計算期間（令和6年10月1日から令和7年3月31日まで）の中間財務諸表について、イデア監査法人により中間監査を受けております。

1 【財務諸表】

＜更新・訂正後＞ ※末尾に以下の中間財務諸表を追加します。

【中間財務諸表】

ユニオンファンド

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第16期計算期間 令和6年9月30日現在	第17期中間計算期間 令和7年3月31日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	175,661	273,611
コール・ローン	1,908,000,000	1,971,000,000
投資信託受益証券	9,464,880,822	9,345,362,435
投資証券	2,672,641,517	2,741,923,059
流動資産合計	14,045,698,000	14,058,559,105
資産合計	14,045,698,000	14,058,559,105
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4,297,898	8,042,858
未払受託者報酬	2,245,153	2,321,798
未払委託者報酬	57,626,633	59,593,939
流動負債合計	64,169,684	69,958,595
負債合計	64,169,684	69,958,595
純資産の部		
元本等		
元本	3,629,840,450	3,660,189,329
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	10,351,687,866	10,328,411,181
（分配準備積立金）	5,323,359,638	5,150,736,344
元本等合計	13,981,528,316	13,988,600,510
純資産合計	13,981,528,316	13,988,600,510
負債純資産合計	14,045,698,000	14,058,559,105

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第16期中間計算期間 自 令和5年10月3日 至 令和6年4月2日	第17期中間計算期間 自 令和6年10月1日 至 令和7年3月31日
営業収益		
受取配当金	193,445,251	131,968,856
受取利息	153	1,853,757
有価証券売買等損益	1,426,330,634	△182,205,701
営業収益合計	1,619,776,038	△48,383,088
営業費用		
受託者報酬	2,070,970	2,321,798
委託者報酬	53,155,710	59,593,939
その他費用	917,875	—
営業費用合計	56,144,555	61,915,737
営業利益又は営業損失（△）	1,563,631,483	△110,298,825
経常利益又は経常損失（△）	1,563,631,483	△110,298,825
中間純利益又は中間純損失（△）	1,563,631,483	△110,298,825
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	24,279,761	2,497,917
期首剰余金又は期首欠損金（△）	8,404,113,932	10,351,687,866
剰余金増加額又は欠損金減少額	413,443,576	432,233,997
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	413,443,576	432,233,997
剰余金減少額又は欠損金増加額	313,469,523	342,713,940
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	313,469,523	342,713,940
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金（△）	10,043,439,707	10,328,411,181

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第17期中間計算期間 自 令和6年10月1日 至 令和7年3月31日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資証券の基準価額、外国金融商品市場または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上 基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日または投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
3. その他中間財務諸表 作成のための基礎と なる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区 分	第16期計算期間 令和6年9月30日現在	第17期中間計算期間 令和7年3月31日現在
1. 期首元本額	3,537,093,308円	3,629,840,450円
期中追加設定元本額	316,488,324円	150,498,494円
期中一部解約元本額	223,741,182円	120,149,615円
2. 期間末日における受 益権の総数	3,629,840,450口	3,660,189,329口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第16期中間計算期間 自 令和5年10月3日 至 令和6年4月2日	第17期中間計算期間 自 令和6年10月1日 至 令和7年3月31日
該当事項はありません。	同左

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第16期計算期間 令和6年9月30日現在	第17期中間計算期間 令和7年3月31日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	金融商品は全て時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第16期計算期間 令和6年9月30日現在	第17期中間計算期間 令和7年3月31日現在
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	第16期計算期間 令和6年9月30日現在	第17期中間計算期間 令和7年3月31日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	3.8518円 (38,518円)	3.8218円 (38,218円)

2【ファンドの現況】

＜更新・訂正後＞

【純資産額計算書】

	令和7年4月末日現在
I 資産総額	13,480,153,452円
II 負債総額	9,696,767円
III 純資産総額（I－II）	13,470,456,685円
IV 発行済数量	3,685,983,235口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	3.6545円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

- a. 資本金の額（令和6年10月末日現在）
（略）
- b. 最近5年間における資本金の額の増減
（略）
- c. 会社の機構（令和6年10月末日現在）
（略）

<訂正後>

- a. 資本金の額（令和7年4月末日現在）
（略）
- b. 最近5年間における資本金の額の増減
（略）
- c. 会社の機構（令和7年4月末日現在）
（略）

2【事業の内容及び営業の概況】

<更新・訂正後>

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用指図（投資運用業）および受益権の直接募集（第二種金融商品取引業）を行っています。

令和7年4月末日現在、委託会社が運用指図を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

種類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託 ファンド・オブ・ファンズ	1本	13,470,456,685円

3【委託会社等の経理状況】

＜更新・訂正後＞

- （１）委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- （２）委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期事業年度（自令和6年4月1日 至令和7年3月31日）の財務諸表について、イデア監査法人により監査を受けております。

財務諸表

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和６年３月31日)	当事業年度 (令和７年３月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	25,998	25,610
直販顧客分別金信託	101,944	111,363
貯蔵品	997	1,512
前払費用	515	535
未収委託者報酬	52,525	59,593
流動資産合計	181,980	198,616
固定資産		
有形固定資産		
建物 ※１	0	973
器具備品 ※１	2,126	2,989
その他 ※１	185	214
有形固定資産合計	2,312	4,177
無形固定資産		
ソフトウェア ※１	5,459	3,634
無形固定資産合計	5,459	3,634
投資その他の資産		
投資有価証券	51,909	52,067
差入保証金	1,920	1,920
投資その他の資産合計	53,829	53,987
固定資産合計	61,600	61,799
資産合計	243,581	260,415
負債の部		
流動負債		
一年内償還予定の社債	40,000	40,000
預り金	14,802	13,653
顧客からの預り金	3,120	1,325
未払金	5,421	6,973
未払費用	19	16
未払法人税等	1,558	2,843
未払消費税等	2,189	2,710
流動負債合計	67,111	67,521
固定負債		
社債	20,000	30,000
繰延税金負債	11,661	12,055
固定負債合計	31,661	42,055
負債合計	98,773	109,577
純資産の部		

株主資本		
資本金	200,000	200,000
資本剰余金		
資本準備金	95,000	95,000
その他資本剰余金	16,243	16,243
資本剰余金合計	111,243	111,243
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△193,058	△186,792
利益剰余金合計	△193,058	△186,792
株主資本合計	118,184	124,450
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	26,623	26,387
評価・換算差額等合計	26,623	26,387
純資産合計	144,807	150,838
負債純資産合計	243,581	260,415

（２）【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和５年４月１日 至 令和６年３月31日)	当事業年度 (自 令和６年４月１日 至 令和７年３月31日)
営業収益		
委託者報酬	93,169	107,136
営業収益合計	93,169	107,136
営業費用		
支払手数料	1,992	1,989
委託計算費	21,934	27,950
営業雑経費	11,797	11,209
通信費	5,467	5,172
印刷費	5,601	5,261
協会費	728	775
営業費用合計	35,724	41,148

一般管理費		
給料	34,713	34,967
役員報酬	7,800	7,800
給料手当	25,543	27,167
賞与	1,369	-
人材派遣費	3,721	3,675
旅費交通費	194	208
租税公課	1,970	2,154
不動産賃借料	3,693	3,713
固定資産減価償却費	2,814	2,962
諸経費	9,411	10,190
支払手数料	7,988	9,088
消耗品費	512	147
水道光熱費	294	339
雑費	615	614
一般管理費合計	56,518	57,871
営業利益	926	8,116
営業外収益		
受取利息	0	127
雑収入	10	9
営業外収益合計	11	137
営業外費用		
社債利息	106	228
営業外費用合計	106	228
経常利益	831	8,025
税引前当期純利益	831	8,025
法人税、住民税及び事業税	629	1,758
当期純利益	202	6,266

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 令和５年４月１日 至 令和６年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	その他資 本剰余金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計	
当期首残高	200,000	95,000	16,243	111,243	△193,261	△193,261	117,981
当期変動額							
当期純利益					202	202	202
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	202	202	202
当期末残高	200,000	95,000	16,243	111,243	△193,058	△193,058	118,184

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
当期首残高	19,592	19,592	137,573
当期変動額			
当期純利益			202
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	7,031	7,031	7,031
当期変動額合計	7,031	7,031	7,233
当期末残高	26,623	26,623	144,807

当事業年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	その他資 本剰余金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計	
当期首残高	200,000	95,000	16,243	111,243	△193,058	△193,058	118,184
当期変動額							
当期純利益					6,266	6,266	6,266
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	6,266	6,266	6,266
当期末残高	200,000	95,000	16,243	111,243	△186,792	△186,792	124,450

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
当期首残高	26,623	26,623	144,807
当期変動額			
当期純利益			6,266
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△236	△236	△236
当期変動額合計	△236	△236	6,030
当期末残高	26,387	26,387	150,838

注記事項

（重要な会計方針）

1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの…時価法 （評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定）
------------------	--

	(2) 棚卸資産 貯蔵品…先入先出法による原価法 （貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
2. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 建物附属設備、器具備品 定率法により償却しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。 なお、主要な耐用年数は以下のとおりです。 建物附属設備 3～10年 器具備品 4年～6年 その他 取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却しております。 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	委託者報酬 委託者報酬は、当社が運用する投資信託に係る信託報酬で、投資信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

（重要な会計上の見積り）

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	前事業年度 (令和6年3月31日)	当事業年度 (令和7年3月31日)
繰延税金資産	—	—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、翌事業年度以降の課税所得見込みに基づき繰延税金資産の回収可能性を判断しておりますが、当事業年度末において税務上の繰越欠損金の繰越期限切れが見込まれており、合理的に仮定した場合に翌事業年度において課税所得が生じる可能性が高いとは見込まれないことから、繰延税金資産の回収可能性は無いものと判断しております。なお、この見積りの結果は、「税効果会計関係」の注記に記載のとおりであります。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに基づいているため、翌期の業績や経営環境の変化によっては見積りに重要な影響を与える可能性があります。

（貸借対照表関係）

前事業年度 (令和6年3月31日)	当事業年度 (令和7年3月31日)
※1 減価償却累計額	※1 減価償却累計額

建物附属設備	2,066千円	建物附属設備	2,074千円
器具備品	14,329千円	器具備品	15,226千円
その他	521千円	その他	483千円
ソフトウェア	5,912千円	ソフトウェア	7,737千円

減価償却累計額には減損損失累計額を含めて表示しております。

（損益計算書関係）

前事業年度 自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日	当事業年度 自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	9,700株	—	—	9,700株
A種類株式	3,000株	—	—	3,000株
合計	12,700株	—	—	12,700株

2. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	9,700株	—	—	9,700株
A種類株式	3,000株	—	—	3,000株
合計	12,700株	—	—	12,700株

2. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

前事業年度 自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日	当事業年度 自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性の高い金融資産に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達につきましては、当面は増資および社債発行による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、ファンドに係る信用リスクに晒されております。投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに対しては、継続的なモニタリングによりリスク低減を図っております。

未払金、未払費用はすべて1年以内の支払期日であります。

社債、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は流動性リスクに晒されておりますが、当社では資金繰計画を作成するなどにより管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次のとおりであります。

前事業年度（令和6年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)投資有価証券 其他有価証券	51,909	51,909	—
資産計	51,909	51,909	—
(1)社債	60,000	60,020	20
負債計	60,000	60,020	20

(*1) 現金・預金、直販顧客分別金信託、未収委託者報酬、未払金、未払費用、未払法人税等及び未払消費税等は、現金であること、または短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

当事業年度（令和7年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)投資有価証券 其他有価証券	52,067	52,067	—
資産計	52,067	52,067	—
(1)社債	70,000	70,016	16
負債計	70,000	70,016	16

(*1) 現金・預金、直販顧客分別金信託、未収委託者報酬、未払金、未払費用、未払法人税等及び未払消費税等は、現金であること、または短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(注1)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（令和6年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	25,998	—	—	—
直販顧客分別金信託	101,944	—	—	—
未収委託者報酬	52,525	—	—	—

当事業年度（令和7年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	25,610	—	—	—
直販顧客分別金信託	111,363	—	—	—
未収委託者報酬	59,593	—	—	—

(注2) 社債の決算日後の返済予定額

前事業年度（令和6年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	40,000	—	10,000	10,000	—	—

当事業年度（令和7年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	40,000	10,000	20,000	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（令和6年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 投資信託	—	51,909	—	51,909
資産計	—	51,909	—	51,909

当事業年度（令和7年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計

投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	—	52,067	—	52,067
資産計	—	52,067	—	52,067

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（令和6年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	60,020	—	60,020
負債計	—	60,020	—	60,020

当事業年度（令和7年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	70,016	—	70,016
負債計	—	70,016	—	70,016

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

当社が保有する投資信託は、投資信託財産が金融商品であり、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないものであるため基準価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度（令和6年3月31日）

1. その他有価証券

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	51,909	13,623	38,285
	小計	51,909	13,623	38,285
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合 計		51,909	13,623	38,285

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

当事業年度（令和7年3月31日）

1. その他有価証券

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	52,067	13,623	38,443
	小計	52,067	13,623	38,443
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合 計		52,067	13,623	38,443

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日	当事業年度 自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度 自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日	当事業年度 自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和6年3月31日)	当事業年度 (令和7年3月31日)
繰延税金資産	千円	千円
税務上の繰越欠損金(*2)	46,250	33,783
減損損失	148	—
未払事業税	288	373

繰延税金資産小計	46,686	34,156
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額(*2)	△46,250	△33,783
将来減算一時差異等の合計 額に係る評価性引当額	△436	△373
評価性引当額小計(*1)	△46,686	△34,156
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	11,661	12,055
繰延税金負債（純額）	11,661	12,055

(*1) 評価性引当額が12,529千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が12,466千円減少したことに伴うものであります。

(*2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
前事業年度（令和6年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	13,075	12,569	8,846	-	5,554	6,204	46,250
評価性引当額	△13,075	△12,569	△8,846	-	△5,554	△6,204	△46,250
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（令和7年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	12,569	9,107	-	5,718	4,307	2,080	33,783
評価性引当額	△12,569	△9,107	-	△5,718	△4,307	△2,080	△33,783
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (令和6年3月31日)	当事業年度 (令和7年3月31日)
	%	%
法定実効税率 (調整)	30.46	30.46
住民税均等割	70.50	7.31
繰越欠損金の期限切れ	1,377.43	148.32
評価性引当額の増減	△1,402.14	△156.14
税率変更による影響	—	△7.59
法人税の特別控除額	—	△0.43
その他	△0.58	△0.03
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	75.67	21.91

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

令和7年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が公布され、令和8年4月1日以後開始する事業年度から防衛特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は30.46%から31.36%に変更されます。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

(単位：千円)

	前事業年度 自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日	当事業年度 自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日
顧客との契約から生じる収益	93,169	107,136
委託者報酬	93,169	107,136
その他	—	—
営業収益	93,169	107,136

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）

(1)製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2)地域ごとの情報

①営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載しておりません。

当事業年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

(1)製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2)地域ごとの情報

①営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の役員及び主要株主等

前事業年度（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事 者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
当社及び親会 社の役員が他 の法人の代表 者を兼務して いる場合の法 人	エプソン労 働組合連合 会(*2)	長野県 諏訪市	-	労働組合	-	社債の発 行 役員の兼 任	社債の発 行(*4)	10,000	一年内償 還予定の 社債	10,000
							利息の支 払い(*4)	37	社債	10,000
									未払費用	8
当社役員が他 の法人の代表 者を兼務して いる場合の法 人	ツムラ労働 組合(*3)	東京都 港区	-	労働組合	(被所有) 直接4.1%	社債の借 換 役員の兼 任	社債の借 換(*4)	10,000	一年内償 還予定の 社債	10,000
							利息の支 払い(*4)	17	未払費用	0

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 上記金額には消費税等は含まれておりません。

*2 当社取締役及び親会社執行委員長品川友が代表を務めるエプソン労働組合連合会との取引であります。

*3 当社監査役大竹史哲が代表を務めるツムラ労働組合との取引であります。

*4 取引条件については無担保であり、その利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

当事業年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事 者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
当社及び親会 社の役員が他 の法人の代表 者を兼務して いる場合の法 人	エプソン労 働組合連合 会(*2)	長野県 諏訪市	-	労働組合	-	社債の借 換 役員の兼 任	社債の借 換(*4)	10,000	一年内償 還予定の 社債	10,000
							利息の支 払い(*4)	67	社債	10,000
									未払費用	1
当社役員が他 の法人の代表 者を兼務して いる場合の法 人	日本出版販 売労働組合 (*3)	東京都 千代田区	-	労働組合	(被所有) 直接2.1%	社債の借 換 役員の兼 任	社債の借 換(*4)	20,000	一年内償 還予定の 社債	20,000
							利息の支 払い(*4)	59	社債	10,000
									未払費用	1

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 上記金額には消費税等は含まれておりません。
- *2 当社取締役及び親会社執行委員長品川友が代表を務めるエプソン労働組合連合会との取引であります。
- *3 当事業年度中に当社取締役に就任した江端晋一が代表を務める日本出版販売労働組合との取引であります。就任により関連当事者となりましたため、取引は関連当事者である期間の取引を記載しております。
- *4 取引条件については無担保であり、その利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記

セイコーエプソン労働組合（非上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日		当事業年度 自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日	
1株当たり純資産額	11,402円19銭	1株当たり純資産額	11,877円04銭
1株当たり当期純利益	15円93銭	1株当たり当期純利益	493円43銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
当期純利益	202千円	当期純利益	6,266千円
普通株主に帰属しない金額	一千円	普通株主に帰属しない金額	一千円
普通株式に係る当期純利益	202千円	普通株式に係る当期純利益	6,266千円
普通株式の期中平均株式数	12,700株	普通株式の期中平均株式数	12,700株
株式数の種類別内訳		株式数の種類別内訳	
普通株式	9,700株	普通株式	9,700株
A種類株式	3,000株	A種類株式	3,000株

(注) A種類株式は剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

5【その他】

（2）訴訟事件その他の重要事項

<訂正前>

令和6年10月末日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

<訂正後>

令和7年4月末日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

<訂正前>

名称	(略)
資本金の額	279,928百万円（令和6年9月末日現在）
事業の内容	(略)

<訂正後>

名称	(略)
資本金の額	279,928百万円（令和7年3月末日現在）
事業の内容	(略)

2【関係業務の概要】

（1）受託会社

<訂正前>

（前略）

<参考：再信託受託会社の概要>

- ・名称：(略)
- ・資本金の額：51,000百万円（令和6年9月末日現在）
- ・事業の内容：(略)
- ・再信託の目的：(略)

<訂正後>

（前略）

<参考：再信託受託会社の概要>

- ・名称：(略)
- ・資本金の額：51,000百万円（令和7年3月末日現在）
- ・事業の内容：(略)
- ・再信託の目的：(略)

独立監査人の中間監査報告書

令和7年6月11日

ユニオン投信株式会社
取締役会 御中

イ デ ア 監 査 法 人

東京都中央区

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 立 野 晴 朗

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているユニオンファンドの令和6年10月1日から令和7年3月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ユニオンファンドの令和7年3月31日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する中間計算期間（令和6年10月1日から令和7年3月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ユニオン投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ユニオン投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

令和7年6月11日

ユニオン投信株式会社
取締役会 御中

イ デ ア 監 査 法 人

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 立 野 晴 朗
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユニオン投信株式会社の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユニオン投信株式会社の令和7年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。